

観光交流・物産振興による奥会津地域活性化事業業務委託に関する仕様書（案）

1 委託業務の目的

令和4年の只見線再開通により奥会津が注目されているタイミングで、只見川電源流域振興協議会が実施する音楽フェスティバルに合わせて地元の魅力的な産品や地域に根付く伝統的工芸品などを販売する物産フェアを開催し、奥会津地域の活性化を図る。

※奥会津地域とは、檜枝岐村、只見町、南会津町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、7町村の地域名称

2 業務名

観光交流・物産振興による奥会津地域活性化事業

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和5年12月28日(木)までの期間

4 委託業務内容

只見川電源流域振興協議会が実施する音楽フェスティバルに合わせて、県産品のPR・販売を行う物産フェアを以下のとおり開催すること。物産フェアの実施にあたっては、音楽フェスティバルと連携を図る必要があることから、県及び只見川電源流域振興協議会と十分に連絡調整を行いながら業務を進めること。

(1) 開催日時・会場（予定）

只見川電源流域振興協議会が9月23日（土）10時～19時に、奥会津ただみの森キャンプ場にて開催する音楽フェスティバルに合わせて、同会場で開催すること。詳細は県と協議して決定すること。

(2) 具体的な業務内容

ア 出店事業者の選定及び決定等

- ・受託者は県と協議の上、出店事業者の選定及び決定を行うこと。出店者選定については、奥会津地域を中心に24者程度選定すること。
- ・物産フェアの売上げは、出店事業者に帰属させること。
- ・受託者は、委託料の中から県と協議の上、3万円を上限として、出店事業者に対して出店助成金を支給すること。

イ 企画

- ・物産フェアの集客力を高める企画を実施すること。また、物産フェア当日において、来場者の回遊性を高める企画を実施すること。
- ・奥会津の工芸品づくり体験など、奥会津の産品の魅力を体感・体験できる取り組みを実施すること。
- ・ファミリーでの来場者が楽しめる取り組みを実施すること。

ウ 手配及び運営

乙は、甲に提案及び協議の上、物産展の開催に必要な以下の業務を行うこと。

- (ア) 会場設営・撤去及び展示・装飾の実施
会場設営にあたっては、只見川電源流域振興協議会と連携しながら実施すること。
- (イ) 運営マニュアルの作成
- (ウ) 出店申し込みや一般からの問い合わせに対応する事務局の設置
- (エ) 保健所等への許認可手続き
- (オ) 資材の搬送・管理
- (カ) 出店事業者向けアンケートの作成、実施、報告書作成

エ 広告・宣伝

受託者は、県及び只見川電源流域振興協議会と協議の上、広告・宣伝を実施すること。なお、広告・宣伝にあたっては、SNSを活用すること。

5 成果品

実績報告書（正副本 1部ずつ）

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、県との間で随時打合せを行うものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めるものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

- (2) 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (3) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。